

岩手県告示第6号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成21年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成20年12月16日
- 2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
 - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 大船渡市大船渡町字永沢203番、205番地先水面
 - (2) 区域 別紙図面のとおり
 - (3) 面積 17,687.45平方メートル
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成15年7月8日岩手県指令漁港第185号
- 5 埋立地の所在市町村 大船渡市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び大船渡地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。